

分担金・拠出金の名称	バーゼル条約拠出金		評価	B
拠出先の国際機関名	国連環境計画（バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約事務局）			
国際機関の概要	・バーゼル条約は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組を作ること及び環境を保護することを目的とする条約。同条約は、1992年5月に発効、我が国は1993年に締約国となった。締約国数は、181か国とEU、パレスチナ。 ・条約事務局は、国連環境計画が務め、ジュネーブに所在。2011年からロッテルダム条約、ストックホルム条約との共同事務局となっている。			
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標			達成状況	
1.（1）成果目標：バーゼル条約に係る拠出金を通じて、我が国の重要課題である環境分野において、有害廃棄物の環境上適正な管理等を促進するとともに、我が国実施事業との相互補完性を高める。 活動指標：バーゼル条約事務局の活動実績			我が国は、リサイクル可能な廃棄物を資源として輸出入しており、条約の手続にしたがった貿易を行うことが地球環境問題への積極的な国際貢献となる。 バーゼル条約事務局は、締約国における条約の実施を支援するため、有害廃棄物の環境上適正な管理に関する各種技術ガイドラインの作成や途上国の能力構築のための技術協力等の活動を実施している。 2015年5月の第12回締約国会議では、POPs廃棄物、水銀廃棄物、E-wasteに関する技術ガイドラインが採択された。また、2014年は、途上国の能力構築のため、18件のワークショップが開催された。	
（2）成果目標：バーゼル条約の実施における我が国の発言力、影響力の確保 活動指標：バーゼル条約の実施に関する各種作業グループへの参加			我が国は、POPs廃棄物、水銀廃棄物の技術ガイドライン作成において、リード国として作業を主導。2012年～2015年まで遵守委員会委員を務めた他、各種作業グループのメンバーとして議論に積極的に参加する等、条約の実施に積極的に貢献。 また、我が国は、最大拠出国として、締約国会議における事業計画・予算案における審議に参加している。	
（3）成果目標：効率的な組織・財政マネジメントの実現 活動指標：具体的な組織運営改善措置の導入			バーゼル条約事務局は、締約国会議において締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、最大拠出国として、EU等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与し、直近の締約国会議では、名目ゼロ成長予算となった。 バーゼル条約は、ロッテルダム条約、ストックホルム条約との連携を強化するため、2011年から三条約共同事務局として組織改編を進め、共同活動、共同管理等の具体的改善措置を導入し、効率的な組織・財政マネジメントの実現に努めている。	
（4）成果目標：我が国人材の知見、専門性を通じた有害廃棄物の環境上適正な管理への貢献 活動指標：邦人職員の増強			バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約事務局の専門職以上に占める邦人職員は1名。本事務局は、2011年から三条約共同事務局として組織改編を進め効率化が図られたが、邦人職員数は維持されており、専門職以上に占める邦人職員の割合は増加している。また、同職員は、近年、P3からP4に昇格し、事務局長の補佐役を務め、締約国会議における議事進行を補佐する等、事務局内におけるプレゼンスを高めている。 2010年 1月時点：2.1%（邦人職員 1名／専門職以上の職員 46名） 2015年 6月時点：2.4%（邦人職員 1名／専門職以上の職員 41名）	
2. PDCAサイクルの確保			①計画段階（Plan）：バーゼル条約締約国会議にて2か年事業計画及び予算案を審議、承認。 ②実施段階（Do）：我が国義務的拠出金の支払い、バーゼル条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じたバーゼル条約事務局の活動のモニタリング。 ③評価段階（Check）：内部・外部監査報告書や締約国会議等における運営・活動の評価。 ④フォローアップ（Act）：各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。	
担当課・室名	国際協力局 地球環境課			